

すべての子どもたちに学習権の保障を！

233,283筆集約!!!



**みなさまのご協力
ありがとうございました！**

署名を手交する
出石弥生連合兵庫副事務局長



兵教組は、「ゆたかな教育の創造をめざす兵庫県民会議（略称 教育創造県民会議）」とともに「兵庫の教育をよくする県民署名」とり組み、233,283筆の署名を集約し、県教委に提出した。また、荒木兵庫副知事に要請をおこなうとともに、県議会議員・各会派に対しても要請書を提出した。

「兵庫の教育をよくする県民署名」をもち、県・県教委・県議会へ要請



発行所 神戸市中央区中山手通4丁目10-8
兵庫教育職員組合
発行人 兵庫教育職員組合 代表者 川原芳和
編集人 森戸卓也
電話 050(3538)2346
1部15円 年定価360円
(組合員の購読料は組合費の中に含む)

2022/1-15
No.2039

第71次兵庫教育研究集会
記念シンポジウム②



▲荒木副知事に要請する様子



▲県議会議長に要請する様子

教育創造県民会議は、地域・家庭・学校が一体となって相互に連携し、「21世紀のゆたかな教育の創造」にむけ、地域の保護者・働く仲間・教職員・県民が連携を深めながら、家庭や地域の教育力の活性化と子どもたちの人間的な成長をめざしている。
新型コロナウイルス感染症（以下感染症）の終息が見通せない中、学校は感染症対策を講じた上で教育活動を展開している。学校現場では、子どもの安心・安全を最優先に、子どものゆたかな学びと育ちをいかに保障するかが重要な課題となっている。
同時に、子どもたちの学校での過ごし方も大きく変わる中、感染リスクを低減させるため、活動が制限されることも多く、子どもたちは想像以上のストレスを抱えている。感染症対策をすすめることと一体に、学習保障や差別・偏見の防止など子どもの心のケアを一層すすめていかなければならない。
また、厚労省と文科省による全国調査において、公立中学校2年生の5・7%、公立高校2年生の4・1%と、およそ20人に1人の割合で家族の世話をしている「ヤングケアラー」の存在があらわになってきた。国による「ヤングケアラー」への支援策として、スクールソーシャルワーカーの配置や介護保険などの福祉サービスの充実、福祉や介護現場での研修をすすめること等があげられている。「ヤングケアラー」をはじめとする諸課題について、地域等とも連携しながら解決にむけてとり組みをすすめていかなければならぬ。

また12月17日には、県議会議員をはじめとする県議会の各会派に、また県教委には教育条整備の充実の思いが込められた県民署名を提出し、兵庫の教育をよくするための要請行動をおこなった。地域のみならずも協力いただいた県民署名のとりくみに感謝するとともに、233,283筆の署名数に表れる思いを重く受けとめ、今後も兵教組は、教育創造県民会議とともに教育環境の充実と子どもたちのゆたかな育ちをめざしてとりくんでいく。

そのような状況の中、12月20日の荒木兵庫副知事に要請で、荒木副知事は「教育現場においてもゆとりをもって子どもに接することが大切で、そのためにも人的支援は必要不可欠である」と回答した。
また、厚労省と文科省による全国調査において、公立中学校2年生の5・7%、公立高校2年生の4・1%と、およそ20人に1人の割合で家族の世話をしている「ヤングケアラー」問題など、教育委員会と福祉部局が連携し、子どものために何ができるか一緒に考えるような場所をつくる必要がある」と回答した。



▲県教委への要請行動の様子

ラッセホールが1月4日よりリニューアル OPEN！

冬の宴会プラン

新年会、謝国会など、宴はラッセホールで

開業20周年記念 ~2022年2月28日(月)迄 20名様以上 2時間制

謝恩価格でご案内

お料理 + フリードリンク(飲み放題)

2つのプランからお選びください。

プランA 常時 ¥6,000 ¥5,500	フリードリンク(飲み放題) ●瓶ビール ●焼酎(麦・芋) ●ウィスキー ●ハイボール ●日本酒 ●ワイン(赤/白) ●ジュース ●ウロン茶
プランB 常時 ¥7,500 ¥7,000	

ご予約・お問い合わせ **078-291-1110 (直通)**
平日・土曜日/9:00~18:00 日曜・祝日/9:00~17:00

ラッセホール 〒650-0004 神戸市中央区中山手通4-10-8
TEL 078-291-1117(代表) FAX 078-291-0333
<https://www.lassehall.com> E-mail yoyaku3@lassehall.com

県教委にもとめてきた特別休暇が実現！

県教委、「職員の不妊治療のための特別休暇の新設等について(通知)」を発売！
2021年12月28日に、県教委は、新たに新設された「職員の不妊治療のための特別休暇ならびに子育て支援休暇および会計年度任用職員の子育てに係る特別休暇」についての通知等を各教育事務所に発出した。この特別休暇は、これまで兵教組が県教委に対して、新設や拡充をもとめてきたもので、21対県確定闘争において実現したものである。内容は左記のとおり。

1 出生サポート休暇の新設

(1) 対象職員
一般職の教職員(会計年度任用職員を含む)
なお、第1号会計年度任用職員については、斉一型会計年度任用職員で1週間

(2) 取得単位
1日、半日又は1時間(1日当たり7時間45分未満の勤務時間を割り振られた短時間勤務職員及び斉一型会計年度任用職員にあっては、1日又は1時間とし、

(3) 取得時期
1日の年(会計年度任用職員にあっては、一の会計年度)において5日(体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内において必要と認められる期間

(4) 取得単位
1日、半日又は1時間(1日当たり7時間45分未満の勤務時間を割り振られた短時間勤務職員及び斉一型会計年度任用職員にあっては、1日又は1時間とし、

2 子育て支援休暇の対象拡大

自然学校と修学旅行の説明会を対象に加える。

3 会計年度任用職員の子育てに係る特別休暇の給付

(1) 給与の取扱いを有給とする特別休暇

4 施行期日

2022年1月1日

※詳しくは、教育ひょうご速報No.15を参照。

① 配偶者の出産補助休暇
② 男性の育児参加のための休暇
③ 産前休暇
④ 産後休暇
⑤ 留意事項
① 施行日前に申出・届出があった、改正前の規定に基づく施行日をまたぐ産前休暇及び産後休暇は、施行日以降の期間について有給の休暇となるものであること。
② 施行日をまたぐ産前休暇・産後休暇の期間中に協会けんぽ等から出産手当金を受けている場合、施行日以降の期間について出産手当金の支給停止手続を実施するなど、事務の取扱いに留意すること。

